

## 生計困難な方への利用者負担軽減制度について

次の要件に該当する方は、申請し、認定を受けると介護保険の利用者負担額、食費、居住費の25%が軽減されます。ただし、利用しているサービスの提供事業者が東京都と文京区に減額の申し出を行っている場合に限りです。

<b>対象者要件</b>	<p>住民税世帯非課税で次の①～⑤のすべてに該当する方（生活保護受給者を除く※）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下であること</li> <li>② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額以下であること</li> <li>③ 自宅以外の家屋、その他日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産等を所有していないこと</li> <li>④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと</li> <li>⑤ 介護保険料を滞納していないこと</li> </ul>
--------------	---

※生活保護受給の方は個室の居住費（滞在費）に係る利用者負担についてのみが軽減対象です。

<b>軽減対象のサービス</b>	<p>訪問介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）訪問入浴介護、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設における施設サービス、総合サービス事業の訪問型サービス及び通所型サービスのうち国基準のサービス</p>
------------------	---

※介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護における食費、居住費（滞在費）の軽減は負担限度額認定の認定者のみが対象です。

※生計困難者等に対する利用者負担軽減の申し出を行っていない事業者・施設からサービス提供を受ける場合は利用者負担の軽減はされません。

軽減制度の利用を希望する場合には、事前にサービス事業者またはケアマネジャーにご確認ください。軽減を実施している事業者の一覧は東京都のホームページからも検索が可能です。

東京都福祉局 生計困難

検索 

裏面に続く

## 申請手続きに必要な書類

① 生計困難者に対する利用者負担額軽減対象確認申請書
② 収入及び預貯金等申告書
③ 資産及び扶養の有無に関する申告書
④ 世帯の方全員の年間収入がわかる書類の写し ※期間： 令和7年1月1日から令和7年12月31日までのもの ※収入の例示： 公的年金（老齢年金・退職年金・遺族年金・障害年金・恩給）、個人年金、企業年金、心身障害者等福祉手当、給与・賃金、謝礼 等 ※書類の例示： 年金振込通知書、各種手当支給通知書、源泉徴収票、確定申告書の写し 等
⑤ 世帯の方全員の預貯金等の状況がわかる書類の写し ※期間： 令和7年1月1日から令和7年12月31日までのもの 及び 現在の残高のもの ※書類の例示： 銀行等の口座通帳の該当ページ、定期預金証書 等

①～③は区役所介護保険課給付係窓口または区のホームページからもダウンロードできます。

## 承認期間

申請の受理日の翌月1日から翌年7月31日まで  
 （承認開始日が1月1日以降の場合は、同年の7月31日まで）

## 申請方法

## (1) 窓口受付

介護保険課給付係（区役所9階南側）

開庁時間 平日：8時30分から17時00分

（書類確認等に時間を要する場合がありますので16時30分頃までにご来庁ください。）

※書類に不備がなければ即日確認証を発行します。ご家族がご来庁する場合はその方の住所、氏名を確認できる本人確認書類をご持参ください。

## (2) 郵送受付

上記の申請に必要な書類一式を下記住所へお送りください。

確認証はご本人（送付先の届出をされている場合はそちら）の住所地へ郵送します。

## 【申請窓口及び問い合わせ】

〒112-8555

文京区春日1-16-21

文京区 介護保険課 給付係（文京シビックセンター9階南側）

TEL 03-5803-1388